

NEWS RELEASE



T&Dフィナンシャル生命

2020年4月30日

各位

百十四銀行にて『ファイブテン・ワールド2』（介護認知症保障プラン）の販売を開始

Fivetenworld
ファイブテン・ワールド2

無配当介護認知症保障型個人年金保険（通貨選択・I型）

介護認知症保障プラン

T&D保険グループのT&Dフィナンシャル生命保険株式会社（社長：板坂 雅文）は、2020年5月1日より、株式会社百十四銀行（本店：香川県高松市、頭取：綾田 裕次郎）にて『ファイブテン・ワールド2』（介護認知症保障プラン）（正式名称：無配当介護認知症保障型個人年金保険（通貨選択・I型））の販売を開始しますのでお知らせいたします。

『ファイブテン・ワールド2』（介護認知症保障プラン）は、海外の金利と為替を活用した一時払の定額個人年金保険です。据置期間中、公的介護保険制度の「要介護1以上」に認定、または「認知症」と診断確定された場合に、一時払保険料を円で100%最低保証した介護認知症保障額*が受取れます。また、指定代理請求特約を活用することで、要介護状態や認知症になり意思表示等が困難な場合、本人が預金の引き出し等を行なうことができないこともありますが、指定代理請求人が年金または年金の一括受取を請求することもできますので、資産の凍結にもつなえることができます。本商品の主な特徴は、別紙をご参照ください。

今後も引き続き、お客さまの視点に立ち、お客さまにとって魅力的な商品・サービスの提供に努めてまいります。

* 介護認知症保障額は、介護認知症年金でのお受取に代えて、一時金でお受取りいただけます。

1. 販売商品

販売名称『ファイブテン・ワールド2』（介護認知症保障プラン）
無配当介護認知症保障型個人年金保険（通貨選択・I型）

2. 販売開始日

2020年5月1日

【ファイブテン・ワールド2の販売金融機関】（五十音順にて記載）

愛知銀行	青森銀行	大分銀行	香川銀行	きらやか銀行
高知銀行	山陰合同銀行	静岡銀行	静岡中央銀行	清水銀行
常陽銀行	仙台銀行	大光銀行	大東銀行	千葉銀行
中国銀行	東京スター銀行	東邦銀行	富山銀行	百十四銀行
三菱UFJ信託銀行	横浜銀行			

合計 22 金融機関

※ 上記は 2020 年 5 月 1 日時点での販売金融機関を掲載しております。

※ プランのお取扱は募集代理店により異なる場合があります。

以上

本件に関するお問い合わせ先

T&Dフィナンシャル生命保険株式会社

企画部 広報課

東京都港区芝浦1-1-1 〒105-0023

電話：03-6745-6808

さあ、保険の新次元へ。

T&D 保険グループ

I 「ファイブテン・ワールド2」（介護認知症保障プラン）の主な特徴

Point1

介護・認知症保障は基本保険金額を円で100%最低保証します

- 据置期間中に、基本保険金額を円で100%最低保証した介護認知症保障額*が受け取れます
- 介護認知症保障額は、公的介護保険制度の「要介護1以上」に認定または「認知症」と診断確定された場合、お受取りいただけます
- * 介護認知症保障額は、介護認知症年金でのお受取に代えて、一時金でお受取りいただけます。

Point2

据置期間満了後も、介護・認知症に保障を続けながらそなえることができます

- 終身保険移行特約を付加する際、介護認知症年金支払移行特約をあわせて付加することで、年金受取に代え、終身保険移行後に公的介護保険制度の「要介護1以上」に認定または「認知症」と診断確定された場合、介護認知症年金を生涯にわたって受け取れます

Point3

据置期間満了後も、介護・認知症に年金を受け取りながらそなえることができます

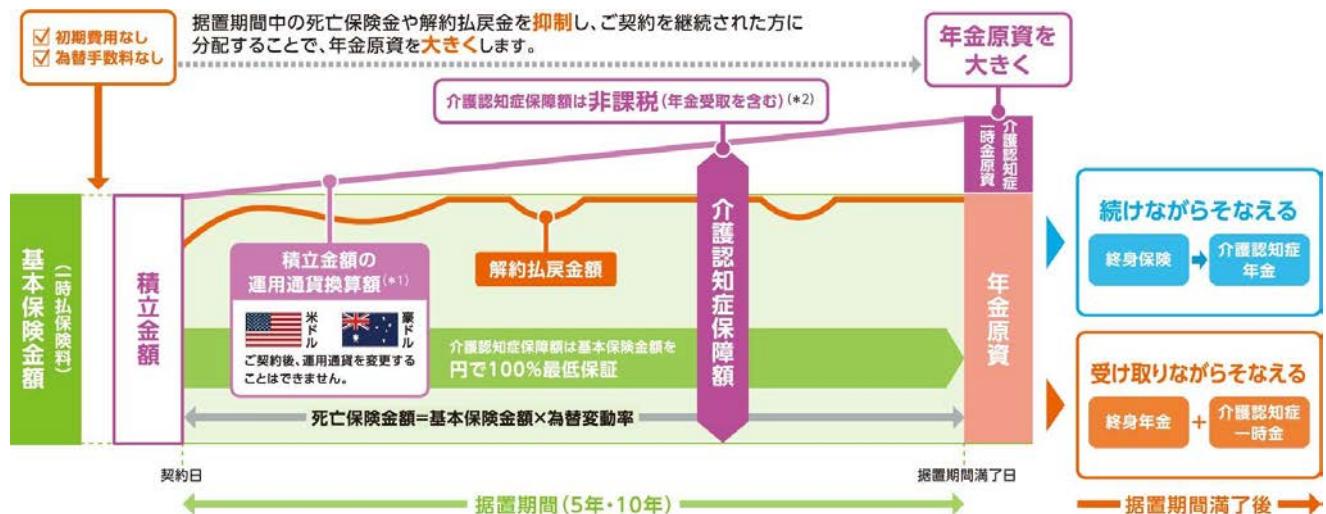
- 年金を受け取りながら、公的介護保険制度の「要介護1以上」に認定または「認知症」と診断確定された場合、介護認知症一時金を受け取れます

※ご契約時に為替手数料・契約初期費用の負担がございません

仕組図（イメージ）

仕組図（イメージ）は、減額等があった場合を想定しておらず、将来の死亡保険金額等を保証するものではありません。

※為替変動率が据置期間を通じて100%であるものと仮定して記載しています。



(*1) 契約日の積立金額を契約日の為替レートで運用通貨に換算し、積立利率を用いて計算された金額となります。

(*2) 介護認知症保障に関する税務について、くわしくは「契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報）兼商品パンフレット」をご覧ください。

※仕組図について、くわしくは「契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報）兼商品パンフレット」をご覧ください。

「ファイブテン・ワールド2」（介護認知症保障プラン）の取扱い

据置期間（ご契約日から年金支払開始日の前日までの期間）		5年	10年		
契約年齢（被保険者の契約日の満年齢）		60～80歳	60～75歳		
基本保険金額（一時払保険料）	300万円以上、1億円以下（1,000円単位）*1				
外貨払込金額 (保険料外貨入金特約を付加した場合)	最低	3万米ドル（1米ドル単位） 3万豪ドル（1豪ドル単位）			
	最高	1億円*1、*2			
運用通貨	米ドルまたは豪ドル				
保険料払込方法	一時払				
年金支払開始年齢 (被保険者の満年齢)	保証期間付 終身年金	65～85歳	70～85歳		
	年金原資確保型 終身年金				
介護認知症年金受取人	被保険者				
年金受取人	契約者または被保険者				
付加できる特約	介護認知症年金支払移行特約、指定代理請求特約、終身保険移行特約、目標値到達時終身保険移行特約、年金支払移行特約（I型）、外貨支払特約、新遺族年金支払特約、保険料外貨入金特約 ※年金支払移行特約（I型）、外貨支払特約、新遺族年金支払特約は重複して付加することはできません。				
クーリング・オフ	本商品は、クーリング・オフ制度（お申込みの撤回またはご契約の解除）の対象商品				

*1 同一の被保険者について、この保険（既に加入されているこの保険を含みます）を通算して1億円を超えることはできません。

*2 外貨払込金額（1米ドル・1豪ドル単位）を受領日における当社所定の為替レートで円貨に換算した金額となります。

※ 募集代理店により取扱が一部異なる場合があります。

※ この保険は金融情勢等によっては、一部または全部の据置期間・運用通貨・特則・特約において、お取扱を一時休止する場合があります。

◇この保険に係わる費用はつきの合計となります。

項目	費用							
据置期間中	ご契約の維持等に必要な費用	積立利率は、「ご契約の維持等に必要な費用」、「死亡保険金に関する費用」、「介護認知症の保障に必要な費用」を控除したうえで定めております。 したがって、据置期間中に新たにご負担いただく費用はありません。						
解約または減額をした場合	解約または減額をした場合に必要な費用	据置期間中に解約または減額される際には、経過年数に応じてつきの解約控除率（下表）がかかります。						
		据置期間 5年	経過年数 1年未満 2年未満 解約控除率	1年未満 2年未満 3年未満 4年未満 5年未満	2.8% 2.1% 1.4% 0.7%			
		据置期間 10年	経過年数 解約控除率 経過年数 解約控除率	1年未満 2年未満 3年未満 4年未満 5年未満 6年未満 7年未満 8年未満 9年未満 10年未満	5.0% 4.5% 4.0% 3.5% 3.0%			
保険料のお払込や保険金等のお受取を外貨で行う場合	外貨の取扱に必要な費用	保険料のお払込や保険金等のお受取を外貨で行う場合、送金手数料、口座引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。 また、当該費用は取扱金融機関によって異なります。						
介護認知症年金支払開始日以後、年金支払開始日以後（年金支払移行特約（I型）、新遺族年金支払特約、介護認知症年金支払移行特約により年金をお受取になる場合を含みます）	年金の支払管理等に必要な費用	年金額に対して1.0%の範囲内で定める率（*）						

（*）年金の支払管理等に必要な費用は、介護認知症年金支払開始日・年金支払開始日に1.0%の範囲内で毎年の費用を当社が定めます。なお、年金の支払管理等に必要な費用は介護認知症年金支払開始日・年金支払開始日に定める率を用いるため、ご契約時には定まっておりません。また、年金の支払管理等に必要な費用は将来変更される可能性があります。

◇この保険のリスクについて

- この保険は、対象となる指標金利および為替レートに応じた運用資産の価格変動の影響を死亡保険金額、解約払戻金額、年金原資額に反映し、また死亡保険金額および解約払戻金額を一定金額以下に抑制する一方で、介護認知症保障額について、為替相場によらず、基本保険金額以上の金額を保証する仕組みの個人年金保険（生命保険）です。
- 死亡保険金額や年金原資額は、対象となる為替レートの変動により、一時払保険料を下回る可能性があります。
- 解約払戻金額は、対象となる指標金利、為替レートの変動および解約控除率の適用により、一時払保険料を下回る可能性があります。
- 外貨支払特約を付加した場合、外貨で受け取った死亡保険金額、解約払戻金額、年金原資額を円貨に換算した金額は、為替レートの変動により、一時払保険料を下回る可能性があります。
- 年金支払開始日以後、介護認知症一時金の支払事由が生じる前に、被保険者の死亡または年金の一括支払により保険契約が消滅した場合、介護認知症一時金に対する払戻金はありません。また、保険契約の消滅以後、介護認知症一時金の保障はなくなります。

以上

本資料はニュースリリースであり、保険の募集を目的としておりません。
この保険のご検討・ご契約にあたっては、「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼商品パンフレット」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

※本資料では「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」に記載されている「連動通貨」を「運用通貨」、「介護認知症年金原資額」を「介護認知症保障額」として記載しております。